

株式会社 ニシムラ  
女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

従業員が仕事と子育てを両立させることができ、従業員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての従業員がその能力を十分に発揮できるようにするため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 4年 4月 1日～令和 7年 8月 31日

2. 目標と取組内容・実施時期

目標

社員一人当たりの月平均残業時間を 20 時間以内とする

<対策>

- 令和 4年 4月～ 所定時間外労働の実態を調査
- 令和 4年 4月～ 所定時間外労働を削減するための管理監督者への研修を実施
- 令和 4年 4月～ テレワークなど、柔軟な働き方を試験的に実施
- 令和 4年 4月～ 実態調査の結果を得て改革を実施する